

堺市議会業務継続計画（議会BCP）対応マニュアル 新旧対照表（案）

現行	改正案
目次	目次
1 はじめに 1	1 はじめに 1
2 対象災害 1	2 対象災害 1
3 留意事項 1	3 留意事項 1
4 災害時の服装及び携行品等 2	4 災害時の服装及び携行品等 2
5 議会BCP対応フロー 3	5 議会BCP対応フロー 3
6 災害時の連絡方法、情報伝達手段 4	6 災害時の連絡方法、情報伝達手段 4
7 対象災害発生の連絡及び安否確認 4	7 対象災害発生の連絡及び安否確認 4
8 地域で収集した被災情報 6	8 地域で収集した被災情報 6
9 対策会議について 7	9 対策会議について 7
10 会議開催中の避難誘導、発災時の議会運営について10	10 会議開催中の避難誘導、発災時の議会運営について10
11 本会議・委員会の開催に向けて11	11 本会議・委員会の開催に向けて11
12 <u>新型コロナウイルス感染症に係る</u> 緊急事態宣言発令時の対応について.....12	12 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく</u> 緊急事態宣言発令時の対応について12
13 事務局連絡先13	13 事務局連絡先13
資料1 安否確認表（様式1）14	資料1 安否確認表（様式1）14
資料2 情報等報告書（様式2）15	資料2 情報等報告書（様式2）15
資料3 要点記録（様式3）16	資料3 要点記録（様式3）16
参考資料 災害発生時における議会運営の参考例17	参考資料 災害発生時における議会運営の参考例17
1～8（略）	1～8（略）
9 対策会議について (1)（略）	9 対策会議について (1)（略）

<p>(2) オンラインを活用した対策会議の開催について (2 対象災害(1)⑤)</p> <p>感染状況を踏まえ、議長が対策会議の開催にあたってオンラインを活用することを決定した場合における対策会議の運営については、オンラインによる委員会出席の申し合わせ <u>(令和3年2月15日議会運営委員会確認)</u> 及び、手引き <u>(令和3年4月)</u> を参考とする。</p> <p>(3) 開催場所</p> <p>対策会議の開催場所は、議会運営委員会室（※会期中は議会運営委員会正副委員長室）とする。建物被害等により議会運営委員会室・議会運営委員会正副委員長室の使用が不可能な場合、又は <u>新型コロナウイルス感染症 (2 対象災害(1)⑤) による</u> 感染防止対策を講じる必要がある場合は、座長である議長が議会フロア内において適当な場所を選定する。</p> <p>なお、本庁舎が被災した場合は、市災害対策本部等が設置される代替施設等において適当な場所を選定する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>12 <u>新型コロナウイルス感染症に係る</u> 緊急事態宣言発令時の対応について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 対策会議における協議事項について</p> <p>概ね次の項目について協議し、整理するものとする。</p> <p>また、座長である議長は、必要に応じて、議会運営委員会における協議決定を議運委員長に依頼する。</p> <p>① 本会議、常任委員会等の運営について</p> <p>② <u>新型コロナウイルス感染症の</u> 担当所管への配慮について</p>	<p>(2) オンラインを活用した対策会議の開催について (2 対象災害(1)⑤)</p> <p>感染状況を踏まえ、議長が対策会議の開催にあたってオンラインを活用することを決定した場合における対策会議の運営については、オンラインによる委員会出席の申し合わせ及び手引きを参考とする。</p> <p>(3) 開催場所</p> <p>対策会議の開催場所は、議会運営委員会室（※会期中は議会運営委員会正副委員長室）とする。建物被害等により議会運営委員会室・議会運営委員会正副委員長室の使用が不可能な場合又は感染防止対策を講じる必要がある場合は、座長である議長が議会フロア内において適当な場所を選定する。</p> <p>なお、本庁舎が被災した場合は、市災害対策本部等が設置される代替施設等において適当な場所を選定する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>10～11 (略)</p> <p>12 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく</u> 緊急事態宣言発令時の対応について</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 対策会議における協議事項について</p> <p>概ね次の項目について協議し、整理するものとする。</p> <p>また、座長である議長は、必要に応じて、議会運営委員会における協議決定を議運委員長に依頼する。</p> <p>① 本会議、常任委員会等の運営について</p> <p>② 担当所管への配慮について</p>
---	--

<p>③ 閉会中に開催予定の委員会の取り扱いについて</p> <p>④ 各議員から当局への要望・提案・申し入れ等について</p> <p>⑤ 各議員から当局への質問・問い合わせ等について</p> <p>⑥ 各種団体・事業者等からの当局への要望・事業提案・申し入れ等について</p> <p>(4) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>資料1～3 (略)</p> <p>参考資料 (略)</p>	<p>③ 閉会中に開催予定の委員会の取り扱いについて</p> <p>④ 各議員から当局への要望・提案・申し入れ等について</p> <p>⑤ 各議員から当局への質問・問い合わせ等について</p> <p>⑥ 各種団体・事業者等からの当局への要望・事業提案・申し入れ等について</p> <p>(4) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>資料1～3 (略)</p> <p>参考資料 (略)</p>
---	---